

お仲狂乱

——魯文『恋相場花王夜嵐』考——

山本和明

要旨 明治十三年初頭、有喜世新聞は、米商吉野甚三郎と妻お仲との間で起こった痴話喧嘩の内容について報じた。こ
とはそれだけにとどまらず、いろは新聞でも潤色され「火高川珍々鬼聞」と題し〈つづき物〉がつくられ、さらに仮名垣
魯文により、三編九冊の草双紙「恋相場花王夜嵐」として結実するに至る。本稿ではこの三者三様の内容を検討し、その
特色について論じてみた。さらに讒謗律や新聞紙条例などの関わりについても考えてみたい。

はじめに

近年稀な大火の中、一人の女が数寄屋町へと駆け抜けていった。女の名はお仲。兜町米商吉野甚三郎の妻である。火事を通してというわけではない。夫甚三郎が芸妓桜屋お八重の処にいる、それゆえの疾走であった。時に明治十二年十二月二十六日。日本橋箔屋町を火元とする火災は辺りを焼き尽くし甚大な被害をもたらしたという。その被害状況について、読売新聞一月九日紙面が次のように伝えている。

○箔屋町の火事に付いて其筋にて取調べられた明細表は総町数が六十五ヶ町にて総数六千五百五十二棟官舎四棟学校二ヶ所土蔵六十余ヶ所橋二ヶ所船六艘合せて一萬四百三十余戸人口三萬五千九百八十余人このうち焼死人凡そ二十三人傷をうけた者五十余人また各所の立退場にて救助を受けた者は五百五十余人でありました

年末年始の新聞各紙が、この延焼関連記事を、さらには藤田伝三郎贖札事件のことで紙面を賑わすなかで、このお仲甚三郎一件を伝えたのは有喜世新聞が最初と思しい。

四回に涉つて連載された事件のあらましは、とどのつまり夫による妻への虐待の話であった。事の可否は言うまでもない。ただ報ずる内容を冷静に考えてみれば、当時小新聞においてよく掲載された類の話と大差ない。しかし、話はこのこととどまらず、さらにいろは新聞紙上で十一回に涉つて連載され、果ては三編九冊の草双紙にまでなったのである。題して「恋相場花王夜嵐」。仮名垣魯文の著すところである。

今回の考察では、一つの痴話喧嘩に端を発し三者三様の違いをみせる伝達のあり方に注目し、少し詳細に記載内容を辿ってみようと思う。幸い本館発行、リプリント日本近代文学43に「恋相場花王夜嵐」は収録され、手軽に読むこ

とも可能となった。論者自身も刊行状況を中心に解題を付したが、今回はそこで積み残した問題について考察してみたい。

まずは研究史の上から。本書について興津要氏が「翻刻 恋相場花王夜嵐」と題し、『早稲田大学教育学部学術研究』四二号（一九九四年二月）に本文のみ翻刻（口絵挿絵なし）され、簡単な解題も付されている。その一部をいま抜萃しておく。

解題 初編明治十三年六月、二編同年九月、三編同十四年八月刊。三編九冊。各冊九丁。猫々道人（仮名垣魯文）作、梅堂国政画。板元は、東京横山町三丁目、金松堂、辻岡文助。本書は、江戸時代の総仮名の合巻と違い、同じく木版ながらも漢字、ふり仮名つきの明治式合巻スタイル。序文にもいうように、「嫉妬鬼聞」と題した（続き物）（新聞小説の源流）に手を加えての合巻化だが、同じく魯文の合巻『高橋阿伝夜刃譚』（明治十二年）などにくらべると、潤色した跡も少なく、（続き物）らしい作となっている。三編巻末に、魯文が、草双紙を中心にした戯作の沿革を述べているのが珍らしい。

「嫉妬鬼聞」と題した（続き物）（新聞小説の源流）に手を加えての合巻化」との典拠の指摘も、初編序文中の言葉からのものであるが、その表現は正確とは言えない。一九九三年（平成五年）六月刊行の『仮名垣魯文―文明開化の戯作者』（有隣新書・一八一頁）で、興津氏は次のように指摘する。むしろこちらを是とすべきである。

この年において、〈続き物〉で活況を見せたのは「いろは新聞」だった。（略）日本橋の芸者お八重と米商吉野甚三郎の情話に、これも芸者あがりの吉野の妻お仲の嫉妬がからむ「火高川珍々鬼聞」（同年一月二十一日―二月五日、『恋相場花王夜嵐』と改題、仮名垣魯文著・同年六月初編刊・金松堂）、…

いろは新聞との関わりをいち早く指摘したのは前田愛「明治初期戯作出版の動向」（『近代読者の成立』）であった。

だが「火高川珍々鬼聞」と『恋相場花王夜嵐』とは、その記述が同じではないし「潤色した跡も少なく」とは言いきれない。さらに同じ事件を素材とした有喜世新聞というは新聞とて、その報ずる姿勢にはかなり異なるものがあり、三者三様の視点を確認しておかねばならない。

うきよのお仲

有喜世新聞には「共同日記」「公開おふれ」「新聞」「広告」の各項目がある。今回の話柄はその「新聞」に「お仲甚三郎の話」と題され記載される。三段組一行あたり十八字の紙面において、四日間にあたる連載記事である。以下、掲載日時に即しながら梗概を示しておこう。

○明治十三年一月七日（水）第五百九十五号・（題ナシ）（18字×55行）

「○其本をさへ忘れねば夫婦の中も末始終浪風の立つものではないが少し懐ろが暖まると兎角に本を忘れるものか」、兜町三番地に一等仲買の米商の札を懸けている吉野甚三郎は、ある料理屋の雇女お仲に見染められ、四年越しにてお仲の親類呉服町の高山忠二を媒人とし、浜町二丁目に所帯をもった。着物を質入れするなど献身的にお仲は尽くし、甚三郎は強気の相場に精を出して身代も宜しくなり仲睦まじく暮らしていたが、昨年（註―明治十二年）芸妓さくら屋お八重に甚三郎は血迷い、度々中安や柏木辺で口説、雲雨の遊びも次第にこうじていった。お八重との参詣の帰り途、喧嘩で大怪我をして帰った頃から、お仲は夫の出先を付けるなどしたが、廿六日の大火の折、呉服町へ行くとした甚三郎が夜になっても帰らぬゆえ、数寄屋町桜屋に行つて様子をうかがえば、中では甚三郎とお八重が浮かれている様子。

○明治十三年一月八日(木) 第五百九十六号「お仲甚三郎の話の続き」(18字×59行)

こと露見し、一旦は自宅に戻る甚三郎であったが翌朝から行衛知れず。三十一日になって漸く帰ってくると、まだ居たのかと夫婦喧嘩。仲裁にはいった忠兵衛は仲直りにと一品用意したという。

○明治十三年一月九日(金) 第五百九十七号「お仲甚三郎の話の続き」(18字×43行)

突然大工九人が入りきたり、即座に土蔵に飯牢を作り、手拭いで猿轡をし嫉妬女房お仲を押し込め火責め水責め。甚三郎は「飛んだ拷問に隙を費したドレ数寄屋町で一杯やり春の仕度でもして遣て悦ぶ顔を肴にしやうと片頬に笑の剛欲無道静々立出て行く」始末であった。

○明治十三年一月十日(土) 第五百九十八号「お仲甚三郎の話の続き」(18字×52行)

年も明け、年始にきたお仲の母に救われ泣き伏すお仲。事情を聞いた母親は坂本町の分署へ説諭を願ひ出、程なく甚三郎も召し出され双方御取り調べ。甚三郎は言葉巧みにお仲の狂気を言うが、医者は発狂の体はなく酷く打たれたものという。媒酌人の高山はお仲を甚三郎に嫁入させた時、お仲の母と甚三郎の父とを結婚させたこともあって離婚を中々承諾しなかったため、甚三郎が原告となり一昨日裁判所に離婚の訴訟を願ひ出たところである。

一月七日から四回に渉る(つづき物)としての掲載は、ある程度、事態の推移が落ち着いてからのことであった。

一月十日記事の最末尾は「一昨日裁判所に離婚の訴訟を用ひ出したれば何れ近日黒白の落着が付て有うとの事です」と括っている。実際の裁判について詳細を詳らかにしていないが、後掲「いろは新聞」を信じるなら、一月七日(水)に「勸解を出願せし」とのことゆえ、十日の記事が前日の九日に書かれたとするなら、事情は合致する。裁判に至った当時、本局の三益社では前嶋和橋にかわり為永春江が「補助」として十二年十二月より在職中で、ほかに「毒筆」の伊東橋塘も在職中であった。ただ橋塘は、この時期同新聞に「花雨濡袖褌」を連載中であり(一月十一日記事に

「有喜世新聞の記者伊東橋塘今日は花の雨濡す袖褻の筆を中止して」とある、そう考えるならば、春江の手による物語的記述と想像したいところである。「近日の黒白の落着」といいながら、文中、明らかに甚三郎の側に非をみている。

ここでは甚三郎の態度の悪さだけが印象に残るだろう。「畢竟己が株を持たも皆女房の力なれば是見よがしに宿碌を尻に布くのが普通の山の神の習ひだが夫な気もなく何処までも夫を大事に思ふ妻を己が遊意を妨げるとて本を思はぬ此始末是に付ても色欲は深く慎まねば成ますまい」と十日記事末尾にある。確かに酷い。だが、こうした出来事は、当時の小新聞を眺めていれば日常的な出来事、一瑣事にすぎないことは冒頭にも述べた。当時の小新聞を読むにつけ、こうしたヒドイ話は新聞の一駒を彩るたわいもない話と評しても宜しかろう。⁽¹⁾

いろはのお仲

先章で述べたような一瑣事を、あえて再び取り上げたのは仮名垣魯文である。明治十三年一月二十一日、かなよみ新聞をやめ社長就任まもない魯文は、いろは新聞紙上に「火高川珍々鬼聞」と題し、〈つづき物〉を連載。有喜世新聞が事件を伝えてから十日ほど間をおいてのことであつたが、その報ずる姿勢にはかなり違いを確認できる。その第一回に、次のような記載がある。

且説出す嫉妬鬼聞は頃日有喜世新聞にその被革のみ記載し日本橋区兜町三番地平民米商吉野甚三郎が妻お仲が日高川の清姫も三舎を避杉酒屋のお三輪も其処退といふ大嫉妬本夫を苦しめ其筋の大厄介を蒙りし其実際の長物語「その被革のみ」と有喜世新聞記事を一蹴し、「其実際の長物語」を記すというその目論見は、この引用をみる限り

においても、お仲の側に重きをおいてのものであること明らかであろう。

いろは新聞では十一回の(つづき物)で描くが、十二月二十六日に出火し大惨事となった「日本橋箔屋町大火」のことを、有喜世新聞以上に際だったものとしている。「火高川珍々鬼聞」という題も、お仲の、湧き上がる嫉妬の炎と箔屋の火事とを重ねあわせる形で示したと言える。さらに、各日に付された章題からは「履歴」「悪縁」「因果車」といった言葉が連なり、お仲の母お繁の性行、それまでのお仲の来歴、綿々と続いた悪行等を背景に重ね合わせることで、事件を読み解こうとする姿勢が示されている。これは有喜世新聞では五九五号で僅かに触れただけで、その点を膨らませての記述であった。以下、長くなるが掲載日に即し、「火高川珍々鬼聞」のあらすじを紹介しておく。

「火高川珍々鬼聞」

○第一 姫路屋米八猫の履歴(なげゆき)(明治十三年一月二日・第三七号) お仲の母船橋お繁は、明治五年、娘お仲を連れ両国元柳橋芸妓姫路屋何某方へと再縁。姫路屋米八としてお仲は、芸妓の弘めをし、たちまち流行っ子となる。母お繁は、本夫の留守に艶郎を家に引つ込み、果ては離縁となる。お繁は、米八を引き連れ、柳町の五賀久松方へと身を寄せ、お仲に旦那を取らせ猥がわしく暮らす。

○第二 船橋お仲上総の始末(明治十三年一月二日・第三八号) ある日、お仲が隅田堤を帰る途次、以前馴染みの上総国夷隅郡奥津村の網元大黒屋何某とばったり行きあう。そこで大尽の世話になることに決し、お繁・お仲は網大尽の古里上総へと下っていった。ところが、網大尽が目をかけている出入りの東京生れの金五郎と、お仲は旦那に隠れて関係を持つ。ある夜、金五郎を闇に引き入れ陸言の最中、いつの間にか網大尽が戻って密通の事が露見。大騒動となる。

○第三 淫婦姦夫の因果車(明治十三年一月二三日・第三九号) お仲・金五郎の密通露見の騒動だったが、母

お繁の説得もあつて、金五郎を坊主にし追い払い、お繁母子も素裸体にて放逐される。

○第四 甚三郎お仲が悪縁（明治十三年一月二四日・第四十号） 明治七年九月、再び東京に戻った二人は、五賀久松を頼り食客となる。お仲はお米と名を改め、蠣殻町水天宮前割烹武蔵屋に雇われる。客脚繁き中で、程なく兜町五番地米商一等仲買先附忠兵衛が雇人、吉野甚三郎とわりなき仲となる。忠兵衛の周旋で、甚三郎が一等仲買店を開店したのを契機に、お米を妻に貰い本名のお仲に改名させ、母お繁を父留吉の所に隠居させた。

○第五 悪垂老嫗お繁母子の乱酒（明治十三年一月二五日・第四一號） 大酒乱酔の悪癖あるお繁は、我儘氣隨がつのり不始末を起こす。またお仲も、嫉妬の心日増しに募り、辟易とした甚三郎は、明治十二年三月、離別の談判となる。別戀の親しみのある高山忠次を仲介に一度は済んだが、六月中、いよいよ極まると再び高山忠次はか縣瀧次による託入れがあつて「第一條舅留吉孝行の事、第二條本夫甚三郎大切の事、第三條來客敬ふ事、第四條雇ひ人勞り役ふ事、第五條我儘氣隨謹む事」の証書差し入れ、納まった。「三つ子の魂ひ百までと世の俚言のお仲が邪曲、嫉妬に混る乱酒より燃すりんきの火高川、是よりいよく珍々鬼聞、有喜世で記した始末とは打て變りしお話しは又明後日の前稿に委しく」。

○第六 類焼場の雑沓嫉妬騒ぎ（明治十三年一月二七日・第四二號） 吉野甚三郎は、女房お仲が不品行と嫉妬念深ければ、あるとき同業のつきあいに中安樓の酒宴で、片岡我堂に血道をあげて著名な芸妓桜屋お八重を招き、ふと見初め、漏らさぬ仲となつていった。ふとした噂にお八重の事から甚三郎と喧嘩の絶えぬお仲は、下女などに辛くあたり、次第に酒浸り狂う。明治十二年十二月廿六日正午頃、日本橋箔屋町より出火。甚三郎は懇意の方へ見舞いに出たが、お仲はいつもの嫉妬から、数寄屋町のお八重の方で楽しむと思ひ、裾引き上げて未だ消えぬ火高の市街を一走に、数寄屋町へとさして走り行く。

○第七 隠妻打の門違ひ（明治十三年一月二八日・第四三号） 甚三郎はお八重の隣の芸妓小三・竹松と酒宴の最中であつたが、走り来たつたお仲が誤つての悪口雑言。我が家に帰つても癩癩おさまらず、甚三郎は戸外へ出てしまふ。お仲は再び鬼女の面相で剃刀もつて跡を追おうとした。

○第八 新年試筆の離縁状（明治十三年一月二九日・第四四号） 店の米吉にお仲の様子を聞いた甚三郎は、旧主人忠兵衛とも相談し、発狂したとして出入りの大工に囿おを作らせ、師走の三十一日に暴れるお仲を押し込める。しかし播り粉木で夜着に火をつけ、その間に外にでて暴れ回る。乱暴狼藉の果てに大勢で押し込め、お繁を呼んで離縁談判となつた。

○第九 鬼面の鏡餅嫉妬の蝦の角（明治十三年二月一日・第四六号） 一月一日、お仲の嫉妬に甚三郎は愛想も尽き、母お繁を呼び寄せ離縁話となるが、そのまま去り状を受け取るまいと、お繁は戸外へ飛び出し、巡查に訴える。署へ拘引の上、警部の説論で示談となり、手切れ金五拾円と引き替えに証書をお繁母子より受け取る手続きにまでなつたが、再びお繁が違約にて、四分署へ訴え出る始末。

○第十 偽妊娠の勘解出願（明治十三年二月三日・第四七号） 吉野の同業高山忠次と縣瀧司がお繁親子を尻押しして煽動し、一端承知しながら違約をなして改めてお繁母子は出訴の手續きに及ぶこととなる。明治十三年一月七日、築地裁判所に勘解を願ひだしたお繁母子は、お仲が甚三郎の胤を宿しているとの訴え。甚三郎の代言人梅田謹蔵は偽りと察し、芝愛宕下東京府病院にて外国医師フツケマンの診察により真の懐妊にあらざると判明。全くの離縁となつた。

○第十一 赤縄乱察て本末混す（明治十三年二月五日・第四九号） 先の引き取り証は母お繁が一存でしたこととし、吉野の方でも代言より東京裁判所へ訴え出で、三十一日に双方お呼び出しの上、甚三郎より築地裁判所に

二月二日に離婚を訴える。「無余義、原告甚三郎より一端願ひ下て、前件の母子の所業を申し立、二月二日再び築地区裁判所へ離婚願ひを訴え出るに、未だお調中の由」。

先にも述べたように、内容を見る限りにおいて有喜世新聞の姿勢との違いが際だっている。「吉野甚三郎が妻お仲が日高川の清姫も三舎を避、杉酒屋のお三輪も其処退といふ大嫉妬」(第一回)を述べた物語として始まり、その出生から語り始めている中で、甚三郎に対しては「此甚三郎は若年ながら商業上の大器ありてお米が色香に惑ふと雖も心底溺る、人物ならず殊に親孝心にて」(第四回)と褒め、お仲に対して「三つ子の魂ひ百までと世の俚言のお仲が邪曲嫉妬に混る乱酒より燃すりんきの火高川」(第五回)、「本夫を苦しめ其筋の大厄介を蒙りし」(第一回)との姿勢をみせる。甚三郎を善とすることで、お仲の嫉妬狂乱ぶりをより一層際だたせているのである。お八重と甚三郎の話へと話題が移る第五回末尾には「是よりいよ／＼珍々鬼聞有喜世で記した始末とは打て変りしお話しは又明後日の前稿に委しく」と、第一回同様、あえて有喜世新聞と異なることを強調する。

おそらく箔屋町の火事がなかつたならば、魯文も、このすでに報じられた事件などに食指を伸ばさなかつたに違いない。有喜世新聞記事の方は、夫婦間の喧嘩から発展した事由を伝え、その裁判に至った経緯を報道するという速報性をまだ持ち合わせていた。しかし、いろは新聞「火高川珍々鬼聞」は何を語っているのか。より物語として、甚三郎と知り合う以前からの出来事を語り、お仲の資質を際だたせている。市井の女が、大嫉妬ゆえに夫を苦しめ「其筋の大厄介を蒙」つたに至る過程を縷々記述する。十二月二十六日の箔屋の火事当日、二度にわたつてお仲が駆けつけていたことなどは、お仲の資質をとらえた象徴的な場面となっている(第六・七回)。本稿冒頭でお仲が駆け抜けていったと記したが、正確にいえば、このいろは新聞第六回の表現を借りたものである。有喜世新聞では「廿六日の大火の折甚三郎は会所より帰るが否や呉服町へ行て見と駈出た儘夜に入ても帰らぬのでお仲は氣を揉呉服町へ行て

見たれど面出さへせぬとの事に兼々聞た数寄屋町の桜屋へ行て様子を伺へば」とあるばかりで、「行て見た」にすぎない。走り行くお仲とは、いわば魯文による脚色であった。参考のためその表現を確認しておこう。

：例の嫉妬より今立出し本夫の素振斯る大火に花美な綴半纏股引腹掛手拭ひまで新しく身装を飾る容子といひ必定帰りは数寄屋町のお八重が方へ足を止め楽む心に相違なしあら妬ましや腹立や此儘棄ておくならば今宵はお八重の餌食となりのろい鼻毛を算れやう跡追かけて引摺帰り赤恥か、せお八重の阿魔も叩きおろして腹愈せんと裾引揚て未消ぬ火高の市街を一走に数寄屋町へと走行ぬ (第六回)

：甚三郎はその儘に又もや我家を出行後にお仲はさながら狂気する如く思ず写る鬼女の面相鏡台の引出しより剃刀取出し紙に包み帯の間へ手早く挟み再び跡を追んとする… (第七回)

お仲の嫉妬と火事もさることながら、「火高川珍々鬼聞」という題は、もちろん道成寺ものの一つ『日高川入相花王』との繋がりを彷彿とし、道成寺に逃げ込んだ安珍を求めて日高川を渡る清姫の姿、さらには道成寺の鐘を炎で溶かしたことも想起することだろう。鏡台に写しだされたお仲を「鬼女の面相」と記した魯文の脳裏には、清姫の姿がよぎったのではなからうか。だとしたら、清姫の如く男を追って駆け抜けていくことは当初から必然の行為であり、そう読ませようとしていたことになろう。

たまたまの偶然の重なりで、箔屋の火災と一痴話の間に、日高川の演劇と重ね合わせた魯文は、有喜世新聞の報ずる姿勢とは顕著な違いを見せて、一つの事実と創作との間を行き交う物語を創りだしていたのである。⁽²⁾

※

※

それにしても、有喜世新聞といろは新聞の両新聞ともに、連載が事件を報道として伝えているにせよ脚色を含んでいるにせよ、ともに事件としての「結末」までは述べてはいない。新聞は結末を語ることを拒絶し、コトガラとして

そのまま放り投げるばかりである。教訓めいた言辞を除くなら、有喜世新聞では「昨日裁判所へ離婚の訴訟を持出したれば何れ近日黒白の落着が付て有うとの事です」（一月十日）とある。いろは新聞では、二月五日掲載の第十一回が、それまでの文章と異なりコトガラのみ記述で事態を描こうとしており、最後に「未だお調中の由」にも関わらず、「此甚三郎お仲が紛転も始め淫猥に生ずる故なり此を以て後來の懲戒となすこそ可けれと先暫くは筆を聞くと後世の懲戒とする旨を述べて無理矢理終えているようにも感じられる。

確かに、こうした結びかたこそが当時の新聞の常套的なありかたでもあった。「次に」とあって次がないことなどよくある事例である。

今回の場合、まだ係争中であつたということが何よりも気にかかる。事件が「事件」として流通しながらも、新聞紙上に結論めいた記述がないのは、背景に讒謗律などの存在が大きく影響していよう。今更めくことではあるが、明治八年六月二十八日太政官布告として讒謗律（布告第百十号）と新聞紙條約（布告第百十一号）が出されているが、その中で関連するのは以下の条文であろうか。

○讒謗律（明治八年六月二十八日太政官布告第百十号）

第一条 凡そ事実の有無を論せず人の榮譽を害すへき行事を摘発公布する者之を讒毀とす、人の行事を挙ぐるに非ずして悪名を人に加へ公布する者之を誹謗とす著作文書若くは画図肖像を用ひ展覧し若くは発売し若くは貼示して人を讒毀し若くは誹謗する者は下の條例に従て罪を科す

○新聞紙條約（明治八年六月二十八日太政官布告第百十一号）

第十五條 裁判所ノ断獄、下調に係り未だ公判に付せざる者を載することを得す及裁判官審判の議事を載することを得す、犯す者は禁獄一月以上一年以下罰金百円以上五百円以下を科す

いろは新聞の語るところを信じるならば、裁判が始まったのは明治十三年一月七日。裁判の顛末は、それ自体報道の対象として同時に語ることが許されなかつたのだ。しかも、条文の解釈は報ずる側にとってみれば、絶対的規範であり、人々に伝える立場としても微妙な問題をもっていたはずである。

たとえば太政官布告に対して「内務省文部省の布達達し類を併挙し参するに太政官内務省の指令諸官省府県寮局の報答文書を以て」記した内務省図書局『出版例纂』（明治十年十一月一日出版）は新聞紙條約第十五條を巡る司法省の伺いと太政官の指令を挙げてゐる。傍線部に注目いただきたい。

司法省伺の内 八年七月廿五日

新聞紙條約第十五條裁判所の断獄下調に係り未だ公判に付せざる者を載することを得ず云々とあり然れば警察官等にて捕縛後未だ裁判所に付せざる前其情状を記載することは素より不相成儀と相心得可然哉

太政官指令 八年九月十三日

現行犯の情状を記するは固より妨げされとも下調は秘密に属するを以て記載することを許さざる事
現行犯の情状を報じるのはよくとも、「裁判官審判の議事を載することを得ず」とする時、両新聞の表現のあり方は、その報道しうるなかでの可能な限りのものであつたとすべきであらう。

新聞が事実報道をもつて伝えていく以上、事件を俯瞰し勝手な判断を下すことなどは許されなかつたのであらう。さらには讒謗律の存在を考えあわせるなら、事実だからといつてありのままを報じることも問題となつただろう。

明治十二年二月八日、有喜世新聞編輯長が讒謗律によつて禁獄三十日申しつけられたことがあつたが、「傍訓新聞は其記事も亦大ならず順つて法に触るも軽きに似たれど（略）小新聞には有まじき事と」（かなよみ新聞明治十二年二月九日）思つていたのであらう編輯者たちにとっては、気が気ではなかつたはずである。さらに明治十二年九月十九

日二十日の兩日、かなよみ新聞では一面で「かなよみ社中の動揺」と題し、讒謗律改正の動きを報じている。「近日讒謗律改正の條中人の榮譽を害し其營業上に損失を來たす者は処分済の上更に民事課に附して相當の償金を課せらる可し」という。こうした処分強化の動きが微妙に影を落としているのではないか。では、裁判を終えたのちならどうか。時を経て商品として流通された草双紙において、どう対応しているというのだろうか。

お八重異聞

いろは新聞連載をもとにして『恋相場花王夜嵐』の題で三編九冊（一冊九丁）の草双紙を刊行したのは書肆金松堂辻岡文助である。仮名垣魯文作、梅堂国政画。序文に従えば明治十三年四月初編、十三年季秋二編、十四年仲秋三編刊行となるが、実際の刊行時期については微妙な違いが存在する。そのことは既にリプリント日本近代文学影印解題に指摘したが、結論を再述するならば、初編に関しては、明治十三年五月廿五日出版御届、明治十三年六月十五日売出。二編は明治十四年四月二十一日刊行。三編については明治十五年三月刊行とすべきである。⁽³⁾事が生じてからかなり間隔を置いての完結で、つまりは公判結果も落ち着いた時期に、言い換えるならば人々の興味が失せた時期に三編が刊行されたことになろう。にも関わらず、『恋相場花王夜嵐』は事件の全貌を伝えることにあえて固執もしていない。

新聞に連載することと、それを纏め草双紙として売りだすこととの間には大きな径庭がある。新聞連載の内容と時には全く違う内容に、時には新聞連載を中断し、時には全く時間的に一・二年を経ての完結という形で、草双紙へと移行していることは多い。草双紙への移行とは、報道としての側面をもつ、別の言い方をすれば旬のある話を、製本

し商品として売ることを意味する。事実報道としての側面だけならば、新聞を読めばいい。反復し読むに耐えうる作品とするためには、口絵挿絵をふんだんに盛り込んだ草双紙というスタイルはうってつけであったに違いない。「魯文の合巻『高橋阿伝夜刃譚』(明治十二年) などにくらべると、潤色した跡も少なく、(続き物)らしい作となつていゝ」とは冒頭の興津氏の発言であるが、その様式そのものの相違こそが「潤色した跡も少なく」どころでは実になつたことになるのではないか。以下、幾つか確認してみたい。

「火高川珍々鬼聞」と題された新聞連載も、草双紙では「恋相場花王夜嵐」と題を改めている。その内容を、かenyみ新聞一二八九号(明治十三年六月十五日)掲載の広告本文からみておく。

吉野一重咲丸岡八重咲／恋相場桜花夜嵐 初編より三篇読切

猫々道人原稿 梅堂国政画 初編来る十五日売出し

此は先々いろは新聞にて評判の火高川珍々奇聞と絵入新聞にて客歳中長々と記載し強盗丸岡幸次郎の顛末日本橋の芸妓桜屋お八重と米商吉野甚三郎の馴染を三編読切として第初編発売申候間おん求めを希ふ

横山町二丁目 金松堂 辻岡屋文助板

広告に従えば、「火高川珍々鬼聞」だけではなく強盗丸岡幸次郎と芸妓お八重の話を加味したという。本書の大枠は「火高川珍々鬼聞」プラスお八重の物語ということである。吉野甚三郎といふ仲になつたお八重は、有喜世新聞・いろは新聞の両紙面にも登場していたが、さほど字数を割く存在ではなかつた。その桜屋お八重の来歴、特に丸岡幸次郎との関係を詳細に草双紙で紹介しているのである。このお八重は、全くの虚構の存在ではなく、魯文のたずさわつていたかなよみ新聞紙上にも幾度となく登場していた芸妓である。

∴日本橋大工町の中安楼の酒宴の席に招く芸妓横浜の白波奇聞に浮名を流し男地獄の片岡我童に血道を揚て傍訓

の諸新聞にも唱はれし同所数寄屋町六番地の桜屋お八重：

「火高川珍々鬼聞」第六類焼場の雑沓嫉妬騒ぎ（明治十三年一月二七日・第四二号）からの引用である。「傍訓新聞の諸新聞にも唱はれし」とあるように、「横浜の或料理屋へ登り込此間から出港してゐる片岡我童兄弟を呼びあげて大スツチャンの鈍突騒ぎ」（かなよみ新聞一〇二二号・明治十二年七月一〇日）とか、「松嶋屋（我童）にでも逢たいからだと親の前をも憚らず隣り近所の差合くらず大業に嘯鳴散」（かなよみ新聞一〇五九号・明治十二年九月四日）してみたりと、「猫々奇聞」の常連お八重と片岡我堂との一件は、広く知られた出来事だった。

ただ、そのお八重と強盗丸岡幸次郎と所縁あることまでは「火高川珍々鬼聞」では示されていない。「恋相場花王夜嵐」で一連の事件の記載に挿入する形で紹介されているが、以下、二編中巻本文より一部抜粋しておく。

：結局持兇強盗の有賀は終身、政智と幸次郎は七年の懲役と成しかば、おりせの芸名お千代のなげき、お八重も袖を絞りしが、去る者は日々に疎し、お八重はその後浮気の風に吹誘はれて、新聞に花美な浮名も高砂の松島屋びいきに呼れ、その浮連うかれより名も高く盛るさくら屋香を伝ふ吉野の花と世に知られ：

しかし、魯文の携わっていた当時のかなよみ新聞を見れば、このことも周知の事だったのだろう。「誰しらなみの浮名に高い横浜辨天通り丸岡屋幸次郎」の権妻としてお八重は紹介され（七二二号・明治十一年七月二十日）、同新聞記者に「何の蚊のと憚りながら此土地で応来筋は微塵もない白記帳面の丸岡のお八重だたとへ情夫は泥的でも妾に曇り霞はないのに筆に委せてよくもよくも根のない事を書いたのは近所隣りの猫仲間ねこちまに投書をした奴があつたのだらう松嶋屋との一件ならどんなに出されても仕方がないが応来筋は真平五免だホンニ気障なかなよみだヨ」とのろけ半分語ってみたり（一〇六三号・明治十二年九月九日）と、丸岡幸次郎との繋がり（4）は本人自身の公言するところだったのである。

草双紙『恋相場花王夜嵐』で新たに加えられた桜屋お八重と丸岡幸次郎、さらに吉野甚三郎との逸話を考慮する時、そこから桜・八重咲・吉野山へと連想が働き、桜の異名である「花王」が表題に出てくるのも強ち無理とは言えない(ちなみに、かなよみ新聞明治十三年六月十五日広告では「吉野一重咲 丸岡八重咲／恋相場、花、夜嵐」と記載される)。さらに言えば『日高川入相花王』の「花王」とも連想が働いてこよう。「相場」は吉野甚三郎の職業である米商に由来。「夜嵐」はと言うと、明治十一年に刊行された『夜嵐阿鬼奴花廼仇夢』(明治十一年六月広告)の大評判以来、かなよみ新聞紙上、旧真砂新聞社員吉野蟠龍の暴行醜聞のつづき物「仇桜吉野の夜嵐」(明治十二年四月十三日〜十九日)があり、吉原住人亀吉と娼妓静波のことを記した「仇桜恋夜嵐」(明治十二年九月二十七日〜十月二十二日)というつづき物が掲載されるなど、当時決まり文句の如きものだった。

先に引用した広告文に「初編より三篇読切」とあるように、当初から三編仕立てであることを標榜した『恋相場花王夜嵐』であったが、そのことは初編序文でも記されている。

鐘も撞木の当りより、忽ち如夜叉の面相に、輪回の焰火粉を散らし、嫉妬鬼聞と新聞紙上に数回を重ねし吉野が妻、阿仲が狂ふ意の駒を、繋ぎかねたる仇桜、芸妓お八重が恋の淵に浜の白波打寄せて(略)茲に因果を重ね咲栄枯は時の空米相場花に嵐の紛紜を三編続きに記延て再桜木に上すになん

明治十三年第四月 金花猫翁魯文戯誌(菱に文)

新聞ではあまり触れることのなかったお八重を巡る物語を挟み込むことによって、事件の背景となる事象をも収斂しようとし、十一回の新聞連載であったものを、三編九冊にまで長編化することを促すことにもなっている。ざりとて新聞の記事を解体するのではなく、前後に加え、また途中にお八重の物語は一括して挿入する形で草双紙の体裁を整えているのである。具体的には以下のような形である。一つの目安として一覧に付す。

「火高川珍々鬼聞」

『恋相場花王夜嵐』

*

初編上 序・口絵

ナシ

初編上 本文三丁表〜七丁表

○第一 姫路屋米八猫の履歴

初編上 七丁裏〜九丁裏

○第二 船橋お仲上総の始末

初編中 一丁表〜九丁裏

○第三 淫婦姦夫の因果車

初編下 一丁表〜二丁裏

○第四 甚三郎お仲が悪縁

初編下 三丁表〜六丁表

○第五 悪垂老嫗お繁母子の乱酒

初編下 六丁裏〜九丁表

*

二編上 序・口絵

ナシ

二編上 本文三丁裏〜九丁裏

ナシ

二編中 一編表〜八丁表

○第六 類焼場の雑沓嫉妬騒ぎ

二編上 本文三丁表〜三丁裏

二編中 八丁裏〜九丁裏

二編下 一丁表〜一丁裏

二編下 二丁表〜六丁表

二編下 六丁裏〜九丁裏

三編上 序・口絵

○第九 鬼面の鏡餅嫉妬の鰈の角

三編上 三丁表〜六丁表

*

○第七 隠妻打の門違ひ

○第八 新年試筆の離縁状

B B

A

○第十 偽妊娠の勘解出願

三編上 六丁裏〜九丁裏
三編中 一丁表〜四丁表

○第十一 赤縄乱紊て本末混す

ナシ
三編中 四丁裏〜九丁裏 C
ナシ
三編下 一丁表〜九丁裏 C

以下、多少の異同はあるものの、重複部分の梗概については「火高川珍々鬼聞」の梗概に譲り、「恋相場花王夜嵐」にあらたに加えられた部分（右表ABC）について示しておく。

(A)〔初編巻上〕機関火花が繰り広げられ、夏の両国橋周辺は大層混雑していた。そんな中、他人の懐中をねらう若者（金五郎）は、芸妓（米）の髪飾を抜き取るが、兜町米商仲買の店者（甚三郎）によって取り戻された。以上を発端とし、この後、妻お仲の嫉妬より、東京日本橋区米商吉野甚三郎が、警視庁を労はし裁判沙汰となった顛末を物語るにあたり、まずお仲の母お繁の履歴から語られていく。

(B)〔二編巻上・三丁裏〜〕抑もこのお八重は、初めて芸妓となった頃、汽船問屋を業とし横浜の実家旅店丸岡に本妻の荒木幸次郎と深い仲であった。岡田屋忠助との合併の商法筋よりごたつきを引き出し、金の工面に苦心する幸次郎であったが、明治十二年四月三日、有賀才次郎・本妻弟永谷政智と密かに相談に及ぶ。先立つ三月二日、身に余る大借に、この三人は、日本橋徳永源次郎方に押し入り、同月十六日には質渡世宇野吉蔵方へ押し入っていたのだった。〔二編巻中〕そうこうしているうちに、有賀才次郎は、六月六日、両替渡世高橋五郎方に押し入るが、丁稚佐藤貫之助などの働きもあって、分署に引き立てられてしまった。此一件により幸次郎・政智とも召し捕られてしまう。「その日に刷出す絵入新聞にもあらましを記載たるを見るよりびつくり」、お八重は本

妻おりせの方にやって来て共に嘆く。三賊の内、永谷政智は、奪い取った小袖を新吉原の娼妓に遣っていた。お八重とおりせは、幸次郎入牢中、差し入れを手厚くし、姉妹の如くであった。また才次郎馴染みの吉原松大黒の娼妓瀧山は、二三日音信なかったため、したためた手紙が丁度才次郎召し捕られた時に着き、文もその筋へ没収されたとのこと。結局、強盗の有賀は終身、政智と幸次郎は七年の懲役。お八重も涙を流したが、いつしか浮気の風に吹誘われ、新聞に松島屋びいきの名も高く、吉野の花と世に知られる存在となっていた。(そうした中で親しき仲となった) 甚三郎の面影は、生き別れた幸次郎に似ていたという。

(C) (三編巻中・途中) 芝愛岩下東京府病院にて外国医師「フツケマン」の診察により真の懐妊にあらざると判明。全くの離縁となった。甚三郎も安堵をなし、お八重の方に向かう途中、髪振り乱し怒りの形相の女が、懐剣取り出し迫ってくる。甚三郎はお八重の所に行き、ともに立ち退く道の途中、丑の刻参りの鬼女に出会う。実は二人共に見た夢であった。(三編巻下) さきに懲役十年の刑となった丸岡幸次郎は懲役の苦に堪えかねて、監獄所にて死去。その一方で甚三郎・お八重は晴れて夫婦となり、吉野の店は益々繁昌であった。「此ふたりの事、末に物がたりなし。これより余白に何をか記さん」とし、以下草双紙の沿革を記し(主に触れる戯作者として京伝・馬琴・三馬・京山・文京・種員に触れる)、版元金松堂の繁栄を祝うて目出度く終わる。

興味深いのは三編巻中で「此ふたりの事、末に物がたりなし。これより余白に何をか記さん」とし、以後、草双紙の沿革が述べられている点であろう。結果的には当代の戯作者による貴重な証言となっており、それは今日的評価にすぎない。冒頭から演劇仕立てのように、登場人物たちが遭遇する場(A)を描き、途中にお八重の話(B)を挟み込む形で相応の長さをもって描いて、ともかくも三編仕立てにすることを最優先したことがわかるのだが、「これより余白に何をか記さん」と表明されては、これを読まされた読者がいかに鷹揚であったかというものだろう。

すでに二編下末尾で「○是よりお仲が母のおしげが約定違約に吉野が所知を告訴の裁判沙汰終に離縁の手切はなしお八重が事を記止めの縁結びは第三編にて目出たし〜」と三編の構想が予告されている。離縁かたつてお八重と甚三郎が結ばれることで目出度しとするが、(C)の文中には善玉悪玉の登場する心学的要素や、懐剣取り出し丑の刻参りのお仲との遭遇、実は夢だったとのオチも新聞連載にはない趣向である。それまでの二編の文中では扱おうとしない話題が混在した感があり、ここまでの二編との間に頗る落差を感じる。そして、話を延ばすに苦心の様子が覗える割には、どうも曖昧な形での終結になっているのだ。それまでたびたび「記者曰」として情報源を明らかにし、「架空」の作り物語でないことを標榜していたことと打ってかわって、(C)の設定は、あまりに自在に夢の世界を持ち込んで描いているのかもしれない。

こうした結びのあり方には、一つにはひたすら完結することに執着した書肆の意向をくんでも良いのだろう。出版時期も事件から既に二年になろうとしている。当初から三編仕立てとされた『恋相場花王夜嵐』であったが、実は、当初から何か構想があったわけではなく、魯文自身難渋したことを三編序に吐露している。

一太刀二夕太刀たち〜と。三編目には煙草休み。けむにはさせぬと板元が。日々夜々の詰催促。此儘にして立消ては。花の夜嵐眺望の遺憾。(中略)めでたし〜打出し迄。かきて兜の緒をしめろ。と再三編の督責に。久しく絶し夜延仕事。

投げ出すことは、発行元の金松堂にとって避けなくてはならない。その中で「何をか記さん」と解き放たれ、自在に書き記したのが三編下の内実であって、物語からの飛翔とでも称すべきであろうか。

おわりに―結末の行衛

さて、先の一覧を確認するに、いろは新聞掲載「○第十一 赤繩乱紊て本末混す」は、草双紙に作り直す際に全く用いられていない。にもかかわらず「これより余白に何をか記さん」と三編九冊にするために無理矢理こじつけた感をもつ話が挿まれたとするならば、それは一体なぜなのだろうか。なぜ第十一回は利用されなかったのだろうか。

恐らく裁判のなりゆきが魯文の思い通りではなかったのだろう。実際の裁判は、むしろ有喜世新聞の報道に即したかのように、甚三郎の側に罪をみている。確認しえた裁判の顛末として、明治十三年二月五日の読売新聞三面二段目に次のような記事を見いだすことができた。いみじくもちょうどその日は、いろは新聞「火高川珍々鬼聞」の第十一回が掲載され完結した日でもある。

○兜町の吉野甚三郎は其筋の允許も受けず檻を造つて風癩病の女房お仲を押し込めた科にて昨日罰金三十円（山本注―二月六日四面記事にて三十銭に金額訂正）を申付られました。

読売新聞で報道されたのは、離婚問題云々ではなく、むしろ夫吉野甚三郎への罰金との報道であった。「其筋の允許も受けず」、家に押込めたことを罰するのだという。草双紙「恋相場花王夜嵐」が、事実を伝えるということに固執するなら、それまでの二編で詳述した甚三郎の所為に対しなんとか理屈をこねなくてはならないだろう。いろは新聞紙上で述べ来たつたように、お仲の履歴を語ることも母お繁のことを語ることも、お仲の狂乱ぶりを語ることも、すべて公判の結果を前にした時、修正を要する事項となろう。裁判という結末を前にして、その過程に種々の物語を膨らませ、介在させることは出来ても、結末そのものを動かすことは、読む者をどう説得出来るというのだろうか。

裁判という公の権力を描くことが、実事件を元にした戯作の中に取り込まれたとき、下された判決を無視し、虚構の世界としての判決を描くことなど、新聞紙条例などの存する中であって、果たして可能なかとさえ思ふ。江戸時代の仇討ち物は、仇討ちそのものの達成で物語を終結しえた。しかし明治の御時勢にあつて、裁きは裁判所でなされ、報ずる規制に取り囲まれた時、実事件に即した物語の行衛は公判結果へと委ねられていく。事件に対する熱が冷め切らぬうちに描くことが叶わぬならば、戯作は実事件や裁判に関わりつづけることは出来ず、幾つかの点で自制を働かすしかないのだろう。魯文は「火高川珍々鬼聞」の第十一回を捨象した。結局のところ、実判決を前にして、夢の中の丑の刻参りという形でお仲の怨嗟を彼方に走り行かせることしか、魯文には残されてはいなかったのである。

(注)

(1) 例えば、山田俊治氏『大衆新聞がつくる明治の(日本)』(NHKブックス・二〇〇二年十二月刊)や「未完の物語―「仮名読新聞」の連載記事(続き物)」(横浜市立大学論叢 第五十六巻第二号・二〇〇五年三月)をはじめとする一連の労作を一瞥するだけでもそうした類の記事は多く見いだせるだろう。

(2) 検証には限界があるが、実際の事柄であつたと目されるのは、例えばお仲の母繁が甚三郎の父と同居しているくだりなどがそうである。有喜世新聞では第四回に「お仲が吉野へ嫁入た時お仲の母と甚三郎の父を婚はし実家方を相続させた重縁」とあり、いろは新聞でも第四回に「幸ひ父留吉は独身なればおしげと似合の茶飲友達一所になさば家内の納り宜しからん」と表現され共通する。当時の読者は、微妙に現実感をもつて読んでいたのだろう。

(3) 本書奥付には刊年記載がない。一部の所蔵本には「出版御届明治十三年五月廿五日」(糸口庵文庫本ほか)と記載されている。では実際の刊行だが、新聞広告を手だてに確認してみると、かなよみ新聞一二八九号(明治十三年六月十五日)広告に次のように記載される。

吉野一重咲 よしの、ひとへさき 丸岡八重咲 まるおか、やへさき 恋相場桜花夜嵐 こひさうばはなよしのよあらし 初編より三篇読切

猫々道人原稿 梅堂国政画 初編来る十五日売出し

此は先々いろは新聞にて評判の火高川珍々奇聞と絵入新聞にて客歳中長々と記載し強盗丸岡幸次郎の顛末日本橋の芸妓桜屋お八重と米商吉野甚三郎の馴染を三編読切として第初編発売申候間おん求めを希ふ

横山町二丁目 金松堂 辻岡屋文助板

従つて初編に関しては明治十三年六月十五日売出と知れる。二編については、いろは新聞四〇七号（明治十四年四月二十日）に次の広告記載がある。

十三年仇嵐／卅間堀韓紅 冬楓月夕栄 第二編

恋相場花王夜嵐 第二編

右は本月廿一日より売出し不相替御求を奉願候

横山町三丁目 辻岡屋文助

よつて二編刊行は明治十四年四月二十一日と知れる。三編についても、東京絵入新聞二〇一三号（明治十五年三月五日）に広告記載が確認できる。

仮名垣魯文著 梅堂国政画

○恋相場花王夜嵐 三篇 大尾 全部出揃ひ（以下省略、他三点の広告）

右は孰れも精美の草双紙なる中にも「娘浄瑠璃」は諸新聞で評判の竹本紋清の母が切害されし因念話を綴りしものにて近日相違なく売出し申候間何卒御愛顧希ふ

東京横山町三丁目 辻岡屋文助

三編について、おそらく広告掲載された明治十五年三月刊行として良いだろう。

(4) 具体的に、かなよみ新聞よりお八重関連記事の幾つかを抜粋しておく。

◇かなよみ新聞第七二二号（明治十一年七月二十日）

「猫々奇聞」○誰しらの浮名に高い横浜辨天通り丸岡屋幸次郎の本妻で先頃絵入で感心と大層誉たお千代猫は本夫が長い簪役に赤い心の女の鏡姿写せば化粧のもの姉妹分の権妻お八重が手解きでポツ／＼囁る猫の皮漸々座附と三下りが卒業をした計りでも腕に覚えの猫交際へイ今晚ハと日本橋呉服町の樽新道から弘めをすと妹お八重の古猫は跣足といふ全盛でお茶は挽ぬお約束多いお客の其内で楮幣放れのよい人なら後立に仕様と思ひじやれつく爪を磨すまし硯をつけて居る矢先に先頃二三度中安や隅屋で呼れた藤○とかいふ芝三田辺の或会社へ勤る手代の鯨上り髭は剃ても○風紙は自由の商売物ペラ

く然と切るのでお千代猫はメ子の兎と空に嘯く虎の勢ひ（以下略）

◇かなよみ新聞一〇二二号（明治十二年七月十日） 片岡我童との一件

堀嘉は小春お八重を始め日本橋猫三四人と打連て横浜の或料理屋へ登り込此間から出港してゐる片岡我童兄弟を呼びあげて大スツチャンの鈍突騒ぎ猫の中には兄弟の俳優を当込者もある…

◇かなよみ新聞一〇五九号（明治十二年九月四日）

「猫々奇聞」○日本橋辺で泥棒猫と評判の鯛俵（尤も蔓尾で居た雄が泥棒で当人は正直者）が（略）否な鯨のお髭を撫るも何処の馬の骨だか知れもしねへお目出たい奴に応来と身を委せる側にや偶にやア松嶋屋（我童）にでも逢たいからだと親の前をも憚らず隣り近所の差合くらず大業に嘔鳴散す

◇かなよみ新聞一〇六三号（明治十二年九月九日）

「猫々奇聞」…一盃二盃やらかしてゐる最中隣り座敷のしん猫が面の憎いオヤ新聞屋が来てゐるよけふもけふとて鯨を押へて応来だの何の蚊のと憚りながら此土地で応来筋は微塵もない白記帳面の丸岡のお八重だたとへ情夫は泥的でも妾に曇り霞はないのに筆に委せてよくもよくも根のない事を書いたのは近所隣りの猫仲間（我童）に投書をした奴があつたのだらう松嶋屋との一件ならどんなに出されても仕方がないが応来筋は真平五免だホン二氣障なかなよみだヨとのろけ半分…

【補記】

本稿は、当館研究プロジェクト「開化期戯作の社会史的研究」、ならびに科学研究費補助金基盤研究（B）「原典資料の調査を基礎とした仮名垣魯文の著述活動に関する総合的研究」に基づく研究成果の一部であり、プロジェクト研究大会（二〇〇六年一月大会）於国文学研究資料館）での口頭発表「『恋相場花王夜嵐』の研究」の一部を礎とし、その後の調査結果を反映させたものである。資料利用にあたって、中丸宣明氏にお世話になった。記して感謝申し上げます。